

平成18年度 中小企業組合白書の概要

全国中央会ではこのほど「平成18年度中小企業組合白書」を発表した。これは平成10年度に発表以来毎年1回発表しているもので、今回で9回目。

今年度は①昨年5月1日の会社法の施行に伴う「整備法」による「組合法」及び「団体法」の改正内要と、今年の4月1日施行の「改正組合法」の概要、②最近の中小企業組合等連携組織の動向が紹介されている。

本誌では「整備法」及び「改正組合法」については再三掲載しており、さらに、来年度にはその説明講習会の開催も予定されているために今回は省略する。以下は「最近の中小企業組合等連携組織の動向」の概要。

中小企業組合の概況

(1) 全体の動向

中小企業は様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組

合・同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同小組合・同連合会を「中小企業組合」として、その動向を見よう。

中小企業組合の平成18年3月末現在の数は4万7582組合（中小企業庁・厚生労働省調べ）である。このうち、事業協同組合が3万8080組合で最も多く、次いで、商店街振興組合が2613組合、企業組合2469組合、商工組合1445組合、協業組合1191組合となっている。

ちなみに、おなじ時点の千葉県中央会の会員数は、事業協同組合679組合、火災共済協同組合1組合、信用協同組合3組合、協同組合連合会10組合、企業組合31組合、協業組合11組合、商工組合18組合、商店街振興組合31組合、同連合会1組合、生活衛生同業組合1組合、その他27で合計813である。

(2) 組合の種類別にみた動向

① 事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことよって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、様々な事業を実施できる。組合数は先に述べたとおり、平成17年度末で3万8080組合を数え組合全体の約80%を占めている。毎年全国で600〜700前後の組合が新たに設立されているが、近年の設立の傾向をみると、製造業の組合の比重が横ばい、卸・小売業の組合の比重が低下し、サービス業、その他の業種や異業種の組合の比重が大きくなっている。

② 火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の設立要件（1000人以上の加入、また地域組合の地区は1

の都道府県の区域の全部でなければならぬ等）の問題等から、近年の新規設立はなく、昭和62年以降44組合のみである。

③ 信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行うことを目的とする組合である。設立にあたって、火災共済協同組合のような地区の要件はなく、組合員は300人以上、出資金も1000万円以上（一部地域2000万円）であればよい。昭和43年には544組合を数えていたが、その後新規設立は減少するとともに合併が進んだ。また、バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返され、行政当局が新規の設立認可をしないこともあって、現在は172組合となっている。

④ 企業組合

企業組合は個人が組合に資本と労働力を投入し、組合自体が一つの企業体となって事業活動を行っている、組合員は組合の事業に従事するという特色を持つ制度である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自らの働く場を確保するのに適していること

から、昭和20年代後半から30年代前半にかけて1万組合を超えたこともあったが、事業不振や次世代への事業承継が円滑に行われず休眠状態になる組合も多く、平成11年度には2000組合を割るに至った。

しかし、設立に際して最低資本金の制約がないことから、法人格をもつ組織として主婦や高齢者定年後のサラリーマン等が事業を起すのに適していること。また、創業促進が政策課題となる中で、創業のための組織としての機能が再評価されたことから、設立数も13年度81組合、14年度117組合、15年度167組合、16年度187組合、17年度166組合と、17年度はやや減少したものの設立数は増加傾向にある。

⑤ 協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、58年度には1573組

合に達した。しかし、60年以降の設立は年間10組合前後、あるいはそれを下回り、事業不振等で解散する組合も多いことから、現在は1191組合に減少している。

⑥ 商工組合

商工組合は、制度創設当時は、調整事業による過当競争の防止を目的としていたが、現在では業種全体の改善発達を図ることを主目的とするいわば同業組合的性格の組合となっており、出資組合と非出資組合とがある。実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、出資組合では事業協同組合と同様の共同経済事業を実施することができる。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならぬ等の要件を満たす必要がある。近年の設立は少なく、平成2年以降の新設数は年間1〜2組合程度である。業種全体の不振や役割を終えて解散する組合も増え、現在1445組合となっている。

⑦ 商店街振興組合

商店街振興組合は、原則とし

て市又は都の区の区域内において、商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。現在2613組合と119連合

会が設立されている。昭和37年には364組合が設立され、46年には1000組合を超えるに至った。昭和50年代以降も、大型店進出への対応、商店街活性化への要請等から活発な設立がみられ、59年には2000組合を超えた。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあって、新規設立は平成4年度の97組合をピークに減少に転じ、近年は年間10組合を切るに至っている。

⑧ 生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に関係の深い業種（現在18業種が指定）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の2分の1以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立されている。業種が限定されていることもあり、設立数には大きな変化はなく、現在580組合が設立されている。

(3) 組合設立・解散等の動向

① 組合設立動向

中小企業組合は、昭和50年代には年間で1000組合を超える新規設立があった。60年代及び平成元年度以降は年間800〜900組合台で推移（平成4年度は1003組合）している。10年度に792組合と800組合を割ったが、11年度からは再び800組合台で推移し、17年度は806組合となっている。

② 組合解散の動向

組合の解散は、昭和59年度から63年度まで600組合を超えていたが、平成元年度から6年度にかけて500組合台に減少した。しかし、長期にわたる不況と構造変化の影響から、平成7年度以降再び増加に転じ、11年度以降は800組合台の解散が続き、14年度には1138組合が解散するに至り15・16年度は1000組合を下回ったが、17年度は1060組合で再び1000組合を上回る解散となった。

③ 組合から会社への組織変更

平成11年の団体法の改正により、事業協同組合、企業組合、協

業組合については、株式会社又は有限会社への組織変更が可能となった。法施行から18年3月までの間に、会社に組織変更したのが239組合あり、その内訳は事業協同組合が117、協業組合から91、企業組合から31となっている。

組合青年部及び女性部の動向

(1) 組合青年部の動向

組合青年部は、中小企業組合を母体として、概ね45才以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。その役割はi業界及び組合の次代を担う後継者の育成、ii若い世代の新鮮な感覚、発想、行動力による組合運営と共同事業の活性化、iii新しい課題への挑戦など、組合活動を活発に展開していく原動力となり、また実質的な担い手となることである。

組合青年部のほとんどは、組合内の若手経営者や後継者の同志的連携を基盤に、独自の会則や事業予算を設けている。青年部の活動は、教育研修活動、ボランティア活動、親睦・交流活動が多いが、

イベントの実施など組合の共同事業の一部を担当するものも多い。また、青年部から組合の役員を登用するケースも増えている。

組合青年部を会員とする青年中央会ないし青年部協議会等の組織も各県において設置されており、その全国組織として「全国中小企業青年中央会」があり、加入団体数は2125団体。構成員は5万7505人となっている。

(2) 組合女性部の動向

様々な分野における女性の進出が著しい昨今、経済・社会を担う力としてその活躍への期待は一段と高まりを見せている。特に、中小企業の経営において女性は不可欠の存在である。パートナーとして経営面で夫を補佐するだけではなく、女性としての感性、柔軟性、創造性を生かし、事業の拡充に大きな役割を果たしている。また、自ら起業する女性が増加しているほか、地域の女性が集まって企業組合を設立し、介護福祉や子育て支援、高齢者への弁当宅配、地域特産品の販売などのコミュニケーション・ビジネスを立ち上げる例も多い。

一方で組合の組織活動や業界等の活動において、女性経営者等が活躍する舞台は必ずしも多くはなかった。こうした中で、近年徐々にではあるが組合の女性部設立がようやく進みつつあり、組合活動の活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。

組合女性部の全国的な設立状況については、現時点では詳細には把握されていないが、各都道府県中央会でレディース中央会が設置されているのは、現在千葉県をはじめ19府県である。

また、全国中央会では、こうした組合女性部とレディース中央会のさらなる結成、活動の活性化を支援するため明治大学の百瀬恵夫名誉教授を中心に「組合女性部等組織及び運営指針」を取りまとめ、各都道府県中央会と組合女性部関係者に配布することとしている。

レディース中央会は、先に述べたように19府県において結成されているが、全国的な連携が取れていないため、従来から全国組織を結成すべきとの意見があり、昨年7月に開催されたレディース中央会会長会議において検討の結果、現在の19組織を基盤として全国組織

を結成していくことと決定した。全国組織は、今年宮城県で開催予定のレディース中央会全国フォーラムに併せて創立総会を開催し、正式に発足することとしている。

中小企業組合士の動向

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといっても過言ではない。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズに沿った共同事業を行うためには、事務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要であり、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が重要である。

中小企業組合の事務局に従事する役員は、少ない人数で組合事業、経理、各種届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理しているが、組合特有な

事項も多く、専門的知識を習得する必要がある。中小企業組合士制度は、こうした中小企業組合に従事する役職員の資質向上を図ることを目的としている。職務の遂行に必要な知識に関する試験として「中小企業組合検定試験」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有するものに対し「中小企業組合士」の称号を与える制度で、中小企業組合士の認定を受けている者は、平成18年6月1日現在で3379人となっている。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士協会が31の都道府県で設立されており、各協会では、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、各ブロック内での交流を図るなど、相互の研鑽に努めている。また、「1組合1組合士」を目標に後進の育成にも取り組んでいる。昭和57年には、全国組織として「全国中小企業組合士協会連合会」が設立され、協会未設置県の設立促進や中小企業組合士の経験交流・情報の交換、「組合士だより」の発行、さらには魅力ある組合士制度の確立に向け積極的な活動を展開している。

新連携の動向

平成17年4月13日に「中小企業新事業活動促進法」が施行され、従来からの創業支援、経営革新支援に異分野連携新事業分野開拓いわゆる「新連携」を新たに加えた中小企業支援策がスタートした。新連携は、平成18年8月末日までに全国で224件の事業計画が認定を受けている。

認定されたコア企業の60%強が組合に加入しており、各中央会の取り組みは、組合組織を活用した、しっかりとした信頼関係の下に、創意工夫溢れる連携を構築している。

主な取り組みは次のとおり。

▼全国圧接業協同組合連合会が、全国中央会の活路開拓事業を利用して共同開発した工法の事業化を図るために新連携に取り組んでいる例

▼事業協同組合（協）インフメーションテクノロジ（関西）がコア企業となり、連携の総括管理と製品販売の窓口となっている例

▼コア企業（くじらハウス（株））が高知県で開発した鮮度保持シー

ト等を首都圏に販売していくため、東京のOB人材の集まりである企業組合東京セールズレットと連携した例

▼福島県中央会や佐賀県中央会のように

に連携体のメンバーに自ら入り、連携体の運営管理を行っている例

▼岡山県中央会が岡山大学と「包括協定」を締結し、認定後の連携体の運営管理に迅速に支援対応できる体制を整備した例

中小企業組合数の推移

根拠法	中小企業等協同組合法						中小企業団体組織法			商店街振興組合法		生活衛生同業組合	生活衛生同業組合連合会	生活衛生同業組合小組合	合計
	事業協同組合	事業協同小組合	火災共済協同組合	信用協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	商工組合連合会	商店街振興組合	商店街振興組合連合会				
50.3	41,230	38	39	495	636	4,961	1,017	1,658	70	1,460	56	568	16		52,244
60.3	40,276	17	43	464	774	2,803	1,546	1,842	71	2,087	84	587	16	5	50,615
元3	38,356	24	44	418	798	2,461	1,459	1,800	74	2,254	88	591	16	5	48,388
10.3	39,525	21	44	351	822	2,092	1,357	1,657	68	2,630	119	589	16	5	49,296
15.3	38,942	14	44	191	803	2,109	1,247	1,511	60	2,628	118	586	16	3	48,272
16.3	38,734	13	44	181	794	2,234	1,231	1,497	58	2,623	119	586	16	3	48,133
17.3	38,520	13	44	175	790	2,368	1,209	1,475	56	2,617	119	582	16	3	47,987
18.3	38,080	13	44	172	783	2,469	1,191	1,445	54	2,613	119	580	16	3	47,582

資料出所：中小企業庁、厚生労働省調べ